

飯 監 第 2 0 号
令和5年11月27日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査

2 監査の実施日時 令和5年10月27日～11月22日

3 監査の主眼及び実施方法

飯南町の公有財産、物品等の管理が関係法令、飯南町財務規則、その他規定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

また令和4年度から令和5年度に明許繰越、事故繰越をした工事個所の進捗状況について所管課職員から説明聴取を行った。

第2 監査対象の概要と監査結果

公有財産、物品等の管理状況について

1 監査の対象

財産台帳、備品台帳、公用車管理台帳等が関係法令、飯南町財務規則、その他規定に基づき適正に管理されているかどうかを主眼として関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

2 監査の結果

・財産台帳

台帳は整備されているものの、取得、処分、所管換え等の移動はシステム上の固定資産台帳では修正されているが、財産台帳の調整はなされていない。財産台帳の調整を早急を実施されたい。

公有財産のうち公共施設については、飯南町公共施設等総合管理計画（平成29年3月、令和4年3月改定）に基づき、施設の個別方針（令和4年4月）が定められており、一部実施された個所もあるが具体的な取り組みがなされているとは言い難い。

公共施設の個別方針において、解体・除去、譲渡・売却等の方針が定められている施設については、地元協議等のうえ年次計画を定め早急に具体的な取り組みをされたい。

また普通財産においても町が利用する見込みのないものについては売却・譲渡等を早急に検討されたい。

- 公用車管理台帳

総務課において管理を一元化してあり、適正な管理状況となっている。

- 備品台帳

備品台帳は課毎に台帳は作成されているが、記載漏れ等が見受けられる。購入した備品には、備品シールを添付し管理することとなっているが、添付されていない備品が多数ある。

備品台帳に記載された備品（ノートパソコン）が、その課に存在しないなどの不適切な事例が見受けられた。

備品台帳の記載方法の徹底と備品の再点検を実施し、その結果を提出されたい。

事故繰越、明許繰越の進捗状況について

1 監査の対象

建設課（事故繰越 21 件、明許繰越 58 件）産業振興課（事故繰越 1 件、明許繰越 8 件）について所管課職員から説明聴取を行った。

2 監査の結果

（建設課）

事故繰越 21 件（うち 9 件完了、年内完了見込み 3 件、年度内完了見込み 2 件、未着手 5 件）未着手個所はいずれも 40 万円以下の小災害。

明許繰越 58 件（うち 35 件完了、年度内完了見込み 10 件、未着手 13 件）未着手個所 13 件の総請負金額 114 百万円余、請負業者数 6 業者。

（産業振興課）

事故繰越 1 件（年度内完了見込み）

明許繰越 8 件（うち 6 件完了、年度内完了見込み 2 件）

建設課の未着手個所については、発注者、請負事業者の進捗管理が不備であり、早急に対策を講じなければ事故繰越の恐れがある。

進捗管理、現場管理等を頻繁に実施し、早急に現場着手をするべく業者を指導されたい。